

(仮称)廃棄物運搬中継施設整備・運営事業

優先交渉権者決定基準書

令和4年10月

まほろば環境衛生組合

## 目次

1	審査の概要	1
1. 1	優先交渉権者決定基準書の位置付け	1
1. 2	審査方法	1
1. 3	プロポーザル審査委員会の設置	1
1. 4	SDGsに配慮した整備・運営	1
1. 5	審査全体の流れ	2
2	第一審査の内容と方法【プロポーザル参加資格等】	3
3	第二審査の内容と方法【提案審査】	3
3. 1	第二審査の内容	3
3. 1. 1	基本的事項の確認	3
3. 1. 2	見積価格の確認	3
3. 2	提案内容の位置付け	3
3. 2. 1	評価項目に基づく審査の取扱い	3
3. 2. 2	審査委員会の意見の取扱い	4
3. 3	提案書及び見積書の審査	4
3. 3. 1	審査の基本方針	4
3. 3. 2	評価点の算定	4
3. 3. 3	評価基準等	4
4	優先交渉権者の決定	6
5	次点優先交渉権者候補者について	6

## 1 審査の概要

### 1. 1 優先交渉権者決定基準書の位置付け

優先交渉権者決定基準書は、まほろば環境衛生組合（以下、「組合」という。）が(仮称)廃棄物運搬中継施設整備・運営事業（以下、「本事業」という。）の優先交渉権者を決定するに当たって、最も優れた提案を選定するための手順、方法、評価基準等を示したものであり、公募型プロポーザルに参加しようとする者（以下、「プロポーザル参加者」という。）に交付する公募型プロポーザル実施要領書等と一体のものとして扱う。

### 1. 2 審査方法

本事業を実施する事業者は、専門的な知識やノウハウ（設計技術力、建設技術力、運営技術力等）を有することが不可欠である。このため、優先交渉権者の選定に当たっては、公平性、競争性及び透明性の確保に配慮したうえで、各プロポーザル参加者からの提案書の提案内容等（以下、「提案内容」という。）及び本事業の実施に係る対価（以下、「見積価格」という。）を総合的に評価する公募型プロポーザル方式を採用する。

### 1. 3 プロポーザル審査委員会の設置

組合は、提案内容の審査に関して、公平性、競争性及び透明性を確保したうえで、幅広い専門的見地からの意見を参考とするために、(仮称)廃棄物運搬中継施設整備・運営事業プロポーザル審査委員会（以下、「審査委員会」という。）を設置する。

### 1. 4 SDGsに配慮した技術・運営

組合は、社会に広がるSDGs（持続可能な開発目標）に配慮した取り組みについて評価基準を設けているため、環境負荷を低減するような技術・運営についても配慮するものとする。

## 1. 5 審査全体の流れ

審査全体の流れを図1に示す。

審査は二段階に分けて実施するものとし、プロポーザル参加希望者の資格、実績といった事業遂行能力を確認する「第一次審査」と、第一次審査を通過したプロポーザル参加者の提案内容を審査する「第二次審査」を実施する。

なお、第一次審査における審査は、第二次審査のための提案書を提出できる有資格者を選定するためのものであり、第一次審査の結果は第二次審査に影響しない。

第二次審査では、審査委員会が公平性、透明性及び客観性を確保したうえで、提案の定性的内容及び価格面を総合的に評価し、優先交渉権者及び次点優先交渉権者候補者（以下、「優先交渉権者等」という。）の候補を選定する。

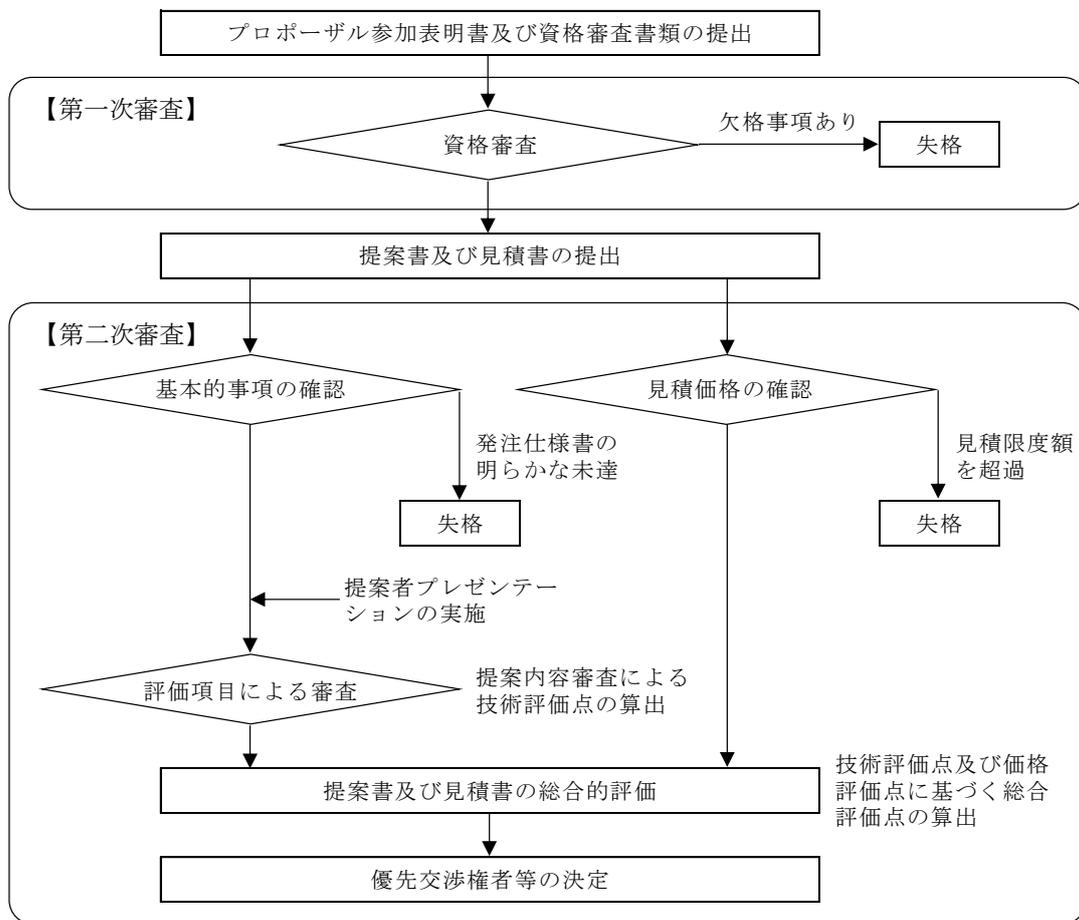


図1 審査全体の流れ

## 2 第一審査の内容と方法【プロポーザル参加資格等】

プロポーザル参加希望者が、公募型プロポーザル実施要領書の「プロポーザル参加者の備えるべき参加資格要件」に規定した事項を満たしているか否かについて、プロポーザル参加資格審査に関する提出書類に基づき審査する。資格不備の場合は失格とする。

## 3 第二審査の内容と方法【提案審査】

### 3. 1 第二審査の内容

#### 3. 1. 1 基本的事項の確認

組合は、提案内容が発注仕様書の内容を満たしているかどうかについて、提案書への記載事項を確認する。

提案内容が発注仕様書を充足する妥当な方法・内容であると確認できる場合に、発注仕様書を達成しているものとして判断し、発注仕様書を充足していないと確認される場合には失格とする。

ただし、その内容が軽微で意図したものではなく、かつ、提案内容及び見積価格に大きな影響を及ぼすものでなく、かつ、当該内容のみにより失格とすることは却って公平性を欠くと認められる場合には、当該提案を行ったプロポーザル参加者に対してプロポーザル参加の希望を確認し、当該プロポーザル参加者が見積価格の変更を行わずに当該箇所について発注仕様書を満たさせることを条件に、当該プロポーザル参加者を失格としないことがある。

また、発注仕様書を満たしているか否かについて、提案内容からは客観的に読み取れない場合には、別途、当該提案を行ったプロポーザル参加者に直接確認することがある。

#### 3. 1. 2 見積価格の確認

組合は、プロポーザル参加者が提示する見積価格が見積限度額以下であることの確認を行う。

この条件を満たさない見積価格を提示したプロポーザル参加者は失格とする。

### 3. 2 提案内容の位置付け

見積時点では施工方法等が確定していないが、公募型プロポーザル方式においては、提案内容が入札書の一部を構成するものとなるため、以下の範囲において本事業の契約上の拘束力を有することに留意すること。

なお、プロポーザル参加者の間で資料の提供を受けていたと組合が判断した場合は、失格とすることがある。

#### 3. 2. 1 評価項目に基づく審査の取扱い

評価項目に基づく審査については、発注仕様書以上の提案が具体的に行われている内容に対して評価を行う。原則として、優先交渉権者が提案した提案内容が、請負契約で定める業務水準となり、契約者は提案内容に拘束される。

しかし、組合は、優先交渉権者との間で協議のうえ、諸事情を考慮し、優先交渉権者の提案内容の

うち発注仕様書以上の提案について、その一部または全部を請負契約で定める業務水準とはしないとの決定をすることができ、優先交渉権者は、係る組合の決定に拘束されることに留意すること。

### 3. 2. 2 審査委員会の意見の取扱い

審査委員会においては、プロポーザル参加者からの提案内容に対して意見が出される場合がある。この場合、請負契約の締結の段階で、審査委員会が提示した意見を踏まえて、提案内容を改善することが望ましいと組合が判断し、優先交渉権者との間で合意した場合には、施工等の条件として加味する場合があることに留意すること。

### 3. 3 提案書及び見積書の審査

#### 3. 3. 1 審査の基本方針

提案書に対する各審査項目と評価点については、本組合が本事業において期待する事項の重要性等を勘案して設定したことから「技術・運営に関する項目」の評価の比重が高くなっている。なお、本組合は、本事業に対して民間の技術的能力、及び運営能力を活用することで、公共サービス水準の向上とともに、財政負担の軽減を図ることを期待している。

#### 3. 3. 2 評価点の算定

プロポーザル参加者の提案見積価格により「価格評価点」を算出する。また、提案書に基づき、審査委員会で審査した結果により「技術・運営に関する評価点」を算出する。なお、最終的な「総合評価点」は次の加算方式に基づいて求める。

審査項目（大項目別）	評価点（満点）
技術・運営に関する項目	90点
価格	20点
合計	110点

総合評価点 = 技術・運営に関する評価点（90点）+ 価格評価点（20点）

価格評価点 = （最低価格 / 提案見積価格） × 20点

※見積価格は消費税及び地方消費税を除く

#### 3. 3. 3 評価基準等

審査委員会は、表1に示す点数化方法により、表2に示す技術提案項目及び企業の施工実績等に基づき、提案内容において具体的かつ優れた提案がなされている内容について審査する。

プロポーザル参加者のプレゼンテーションの実施を予定しており、プロポーザル参加者から提出された提案書に疑義がある場合には、プロポーザル参加者に対して内容の確認及び追加資料の提出等を求める場合がある。

なお、プロポーザル参加者のプレゼンテーションにおける発言・回答内容等は、提案書における提案内容と同様の扱いとし、本事業の契約上の拘束力を有するものとして取り扱う。

表1 技術・運営提案の点数化方法

区分	評価基準	点数化方法
A	当該評価項目において、発注仕様書を十分に理解した具体的な提案であり、非常に大きな効果が期待できる。	配点×1.00
B	当該評価項目において、発注仕様書を十分に理解した具体的な提案であり、大きな効果が期待できる。	配点×0.75
C	当該評価項目において、発注仕様書を十分に理解した具体的な提案であり、一定の効果が期待できる。	配点×0.50
D	当該評価項目において、発注仕様書を理解した程度であり、提案内容の効果が把握できない又は期待できない。	配点×0.25
E	当該評価項目において、発注仕様書に対する具体的な提案が認められない。	配点×0.00

表2 技術・運営評価項目

評価項目			評価の視点及び評価基準	配点		
技術・運営に係る項目	①	安全に配慮した施設	施設配置・動線計画	搬入出車両等（3町の収集車・事業系車両及びピコンテナ車）の施設の動線計画について安全性・利便性を踏まえた優れた提案がなされているか。	10	86
	②	環境にやさしい施設	環境負荷の低減	本施設の技術・運営に関する提案がSDGsに配慮した優れた提案がなされているか。	10	
	③	安定稼働に優れた施設	施設の運営管理	本施設及び同施設のコンテナ車搬入出時における運営管理と業務実施スケジュール、また運搬時の緊急時対策について、具体的で優れた提案がなされているか。	20	
	④		保守点検・アフターサービス体制等	供用開始後の保守点検・修繕・アフターサービス体制等について、具体的で優れた提案がなされているか。	10	
	⑤		危機管理及び緊急時等の対応	自然災害対策等の具体的で優れた提案がなされているか。	6	
	⑥	地域貢献	本事業による地域経済の活性化	建設工事期間中及び運営維持管理期間における地域企業（支店・営業所等の所在地等）や人材活用の優れた提案がなされているか。	30	
実績等	⑥	同種施設の施工実績	過去10年以内の同種施設について、単独企業又はJVの構成員として請け負った施工実績	2件以上	2	2
				1件	1	
				なし	0	
	⑦	同種施設の運営実績	過去10年以内の同種施設について、運営管理をした実績	2件以上	2	2
				1件	1	
				なし	0	
合計					90	

※同種施設：ごみ中継施設又はごみ処理施設（粗大・リサイクル施設、マテリアルリサイクル推進施設）

#### 4 優先交渉権者の決定

審査委員会は、プロポーザル参加者の技術提案内容及び見積価格における総合評価点に基づき、優先交渉権者等の候補を選定する。

なお、総合評価点の最高得点者・次点得点者が複数ある場合には、技術・運営に関する評価点が高い者を選定するものとする。

#### 5 次点優先交渉権者候補者について

優先交渉権者の都合により請負契約を締結しない場合、又はプロポーザル参加資格要件を欠く事態が生じたことにより優先交渉権者との間で請負契約が締結できない場合には、組合は、次点優先交渉権者候補者と契約交渉を行うものとする。

その場合、公募型プロポーザル実施要領書等における「優先交渉権者」に対する各規定は全て「次点優先交渉権者候補者」に読み替えて、各規定を適用する。